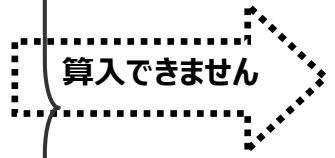


【経過措置】改正前の受験要件

改正後の受験要件

【受験要件】	
●次の第1号から第3号に従事した期間が通算して5年以上かつ当該業務に従事した日数が900日以上である者	
●次の第4号に従事した期間が通算して10年以上かつ当該業務に従事した日数が1,800日以上である者	
第1号	<p>法定資格保有者</p> <p>次の保健・医療・福祉に関する法定資格を有する者が、その資格に基づく業務に従事した期間</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士 </div> <p>※第1号（法定資格保有者）に該当する場合、当該資格に係る業務に従事した期間および従事日数は、免許の登録の日以降が算定されます。 【参考：P43「勤務期間算定に関する具体例」(1)】</p> <p style="text-align: right;">具体例 P43</p>
第2号	<p>相談援助に従事する者</p> <p>別紙1-①(P7~15)に掲げる相談援助の業務、その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p style="text-align: right;">別紙1 ① P7 ~ P15</p>
第3号	<p>介護等業務に従事する者</p> <p>次のいずれかの要件を満たす者が、別紙2に掲げる介護等の業務に従事した期間</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 1 社会福祉主事任用資格を取得したこと（別紙3 P21参照） 2 介護職員初任者研修課程若しくは実務者研修またはこれらに相当する研修（社会福祉施設長資格認定講習会等）を修了したこと（別紙3 P21参照） 3 第1号に掲げる資格を取得したこと 4 別紙1-①の1または2に掲げる相談援助業務従事者として1年以上勤務したこと </div> <p>※第3号に該当する場合、上記の1~4の要件を満たす前の介護等の業務に従事した期間も算定されます 【参考：P43「勤務期間算定に関する具体例」(4)(5)(7)(8)】</p> <p style="text-align: right;">別紙2 P17 ~ P20 具体例 P43</p>
第4号	<p>介護等業務に従事する者</p> <p>第3号に掲げる要件を満たさない者が、別紙2に掲げる介護等の業務に従事した期間</p> <p style="text-align: right;">別紙2 P17 ~ P20</p>



【受験要件】	
●次の第1号および第2号に従事した期間が通算して5年以上かつ当該業務に従事した日数が900日以上である者	
第1号	<p>法定資格保有者</p> <p>次の保健・医療・福祉に関する法定資格を有する者が、その資格に基づく業務に従事した期間</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士 </div> <p>※第1号（法定資格保有者）に該当する場合、当該資格に係る業務に従事した期間および従事日数は、免許の登録の日以降が算定されます。 【参考：P43「勤務期間算定に関する具体例」(1)】</p> <p style="text-align: right;">具体例 P43</p>
第2号	<p>相談援助に従事する者</p> <p>別紙1-②(P16)に掲げる相談業務に従事した期間</p> <p>※これまでの受験要件別紙1-①より該当する施設・職種が見直されました。また「生活困窮者自立相談支援事業（主任相談支援員）」が追加になりました。</p> <p style="text-align: right;">別紙1 ② P16</p>

平成30年度の試験から受験要件に算入できません

※「介護等業務に従事する者」は、
介護福祉士登録後5年以上かつ900日以上従事する必要があります
(介護職員初任者研修課程等の介護の実務経験のみでは、算入不可)

<p>【実務経験の考え方等について】</p> <p>1 いずれの区分においても、要援護者に対する直接的な対人援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることが必要です。 ※教職者や研究業務等を行っているような期間は算定できません。</p> <p>2 受験要件は、試験日の前日までの期間を算定することができます。(P39、問10参照)</p> <p>3 第1・2・3号の受験要件をそれぞれ合算して、通算5年以上かつ900日以上の実務経験があれば該当になります。また、複数の勤務先の実務経験を合算して、通算5年以上900日以上（又は10年以上かつ1,800日以上）になる場合は、勤務先ごとの実務経験証明書の提出が必要です。提出された実務経験証明書により受験要件を審査します。</p>	<p>4 施設、事業所等の廃業及び統廃合等により、実務経験証明書の発行が困難な場合については、給与明細、雇用契約書、受験年度以前に作成された実務経験証明書及び受験年度以前の受験票等により証明することも可能です。(P42、問20参照)</p>
--	--